

議案第 12 号

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 20 年 2 月 19 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例

川崎市介護保険条例（平成 12 年川崎市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

附則第 27 項中「いう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項を附則第 30 項とし、附則第 26 項の次に次の見出し及び 3 項を加える。

（平成 20 年度における保険料率及び保険料額の特例）

27 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令附則第 4 条第 1 項第 5 号又は第 6 号のいずれかに該当する第 1 号被保険者（以下「平成 20 年度緩和措置対象者」という。）の平成 20 年度の保険料率は、第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、当該年度の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第 8 条第 1 項第 4 号に該当する者 44,042 円

(2) 第 8 条第 1 項第 5 号に該当する者 53,237 円

28 第 8 条第 2 項の規定は、前項の保険料率により算定する平成 20 年度の保険料額について準用する。

29 平成20年度緩和措置対象者に係る平成20年度における普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期及び納付額については、第10条の規定の例による。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部改正に伴い、平成20年度における保険料率及び保険料額について平成19年度と同様の特例措置を講ずるため、この条例を制定するものである。